

感感発 0501 第 1 号

令和 6 年 5 月 1 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の
医療機関への配分終了及び所有権の移転について

平素より、新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした中和抗体薬※については、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」（令和 3 年 7 月 20 日付事務連絡。令和 6 年 2 月 5 日最終改正）及び「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「チキサゲビマブ及びシルガビマブ」の医療機関への配分について」（令和 4 年 9 月 1 日付事務連絡。令和 6 年 2 月 13 日最終改正）においてお示ししているとおり、厚生労働省が所有した上で、医療機関に配分しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症が通常の医療提供体制に移行したことを踏まえ、中和抗体薬の配分については、令和 6 年 5 月 31 日の依頼分をもって終了することとします。

つきましては、今後、各薬剤の必要と見込まれる数量について、令和 6 年 5 月 31 日までに、上記事務連絡に記載の手続きにて配分依頼を行っていただきたく、貴管内の医療機関へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、希望数が多い薬剤については配分調整を行う場合がありますので、予めご了承下さい。

※ 「カシリビマブ及びイムデビマブ」（販売名：ロナプリーブ™注射液セット 300、ロナプリーブ™注射液セット 1332）

「ソトロビマブ」（販売名：ゼビュディ点滴静注液 500mg）

「チキサゲビマブ及びシルガビマブ」（販売名：エバシールド筋注セット）

また、各薬剤の所有権については、厚生労働省に帰属し、各薬剤の登録センターを通じて医療機関に配分され、投与対象者へ使用される時点で、医療機関に無償譲渡されることとしていましたが、令和6年5月2日以降、投与対象者への使用の有無にかかわらず、各薬剤については、保有している医療機関に無償譲渡がなされ、所有権を移転することとします。

譲渡の手続きについては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬の取扱いについて」（令和5年5月2日付事務連絡）でお示しているとおり、厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成12年厚生省・労働省令第8号）第11条ただし書に基づき、申請者からの申請書を徴しないこととしますので、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課パンデミック対策室
(代) 03-5253-1111 (内線 2927)